神戸市では東灘区・灘区・中央区の一部を "イノシシ条例"に基づく規制区域 に指定しています!

・「神戸市いのししの出没及びいのししからの危害の防止に関する条例」第4条1項に基づき規制区域が指定されています。

- イノシシにエサを与えてはいけません。
- ・イノシシのエサとなる可能性のある物をみだりに放置してはいけません。
- ・規制区域内では、違反者は神戸市から指導・勧告を受けることがあります。



- ■東灘区・灘区の山手幹線以北の区域
- ■東灘区・灘区内にある河川、河川敷、隣接する道路
- ■中央区の国道2号から主要地方道神戸明石線を経由して、国道28号より 以北の区域および区内にある河川(地下河川は除く)、河川敷、河川に隣接する道路

- ・餌付けによりイノシシが人を恐れなく なり、エサを求めて住宅地内を徘徊し たり、人を脅して食べ物を獲得すること があります。
- ・一部の人の餌付けが怪我人の発生など**重** 大な事故につながりますので、餌付け は絶対にやめましょう!

ゴミ出しマナーを守りましょう!

・ゴミ出しは、指定日、指定時間を守りましょう。(午前5時~同8時)・前夜からゴミを出したりペットのエサを放置すると、結果として餌付けをしたのと同様になります。イノシシが住宅地内を徘徊することにつながりますので注意し



写真提供:神戸市

イノシシが市街地へ出没するのは、山にエサがないからではありません!

・六甲山は先人の努力により緑豊かな山になりました。山にエ サがないわけではありません。イノシシが市街地へ出没する

のは、人による餌付けの 影響が大きいのです。



明治37年の再度山

ましょう。



平成23年の再度山

兵庫県神戸農林水産振興事務所 TEL:078-361-8554

神戸市産業振興局農政部計画課

TEL:078-322-5361

